

# 令和7年度 白杵市創業支援事業補助金募集要項

## 1. 事業の目的

本市における創業と創業後の成長を促進し、産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、創業者に対し、予算の範囲内において白杵市創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

## 2. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす創業者（創業前又は創業後1年未満の者）

- (1) 次のいずれかに該当する創業者であること。
  - ア 個人事業主として市内に主たる事業所を置き、又は開業時までに置くことを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は開業時までに有することを予定しているもの。
  - イ 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人。
  - ウ 市内に本店を置き、又は補助事業の実施までに市内に本店を移すことを予定している法人。
- (2) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。（大企業またはその役員から50パーセント以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」でないこと。）
- (3) 補助事業の完了までに、特定創業支援等事業（白杵市による創業支援セミナー等）を受講し、証明書の交付を受けるか、又は受ける予定であること。
- (4) 補助事業完了後、本市のフォローアッププログラム事業を活用し、事業の状況について報告できること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 創業後に白杵商工会議所、野津町商工会のいずれかに加盟し、市内で3年以上継続して事業を行う予定であること。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない者。

## 3. 補助対象事業

補助対象者が、別表に規定する業種による創業又は創業後の事業規模の拡大を行う事業であり、当該年度内に完了するもの。ただし、以下に該当する事業は対象外です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業。
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業。
- (4) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業。  
また、仮設等の恒常的な設置ではない事業所は、対象外とする。

### 【注意】

- ・指定決定日より前に事業所を開設している場合は補助の対象外となりますので、ご留意ください。  
(規模拡大の事業は除く)
- ・事業所の開設を指定決定後に予定していたとしても、指定決定日より前に補助の対象経費とする事業所の改修、什器等の購入、販売促進に係る費用を支払っている場合は補助の対象外です。
- ・申請日前3ヵ月以内に賃貸借契約を締結した事業所（賃貸借契約のみを締結した状態で、事業所を開設していないことが前提）も補助対象にはなりますが、指定決定日より前に補助の対象経費とする事業所の改修、什器等の購入、販売促進に係る費用を支払っている場合は補助の対象外です。

## 別表

補助対象とする業種（日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類による。）

大分類	中分類
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
G 情報通信業	39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業

	61 無店舗小売業
M宿泊業・飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業

※その他市長が特に創業に対する支援が必要と認めたもの

#### 4. 補助対象経費（補助率：1／2以内 上限：50万円）※1,000円未満の端数は切捨て。

対象経費は、創業に関わることが明確である次の経費（消費税相当額は補助対象外）

（1）事業所賃借料（賃貸借契約日と申請日のいずれか遅い日から通算して12ヶ月分以内）

申請日の前後3ヶ月以内に契約した事業所の借上げに要する経費（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）。

（2）事業所開設費用

- ① 新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用。
- ② 什器備品等の購入及び設置に係る費用（事業の用に供するものに限る。）

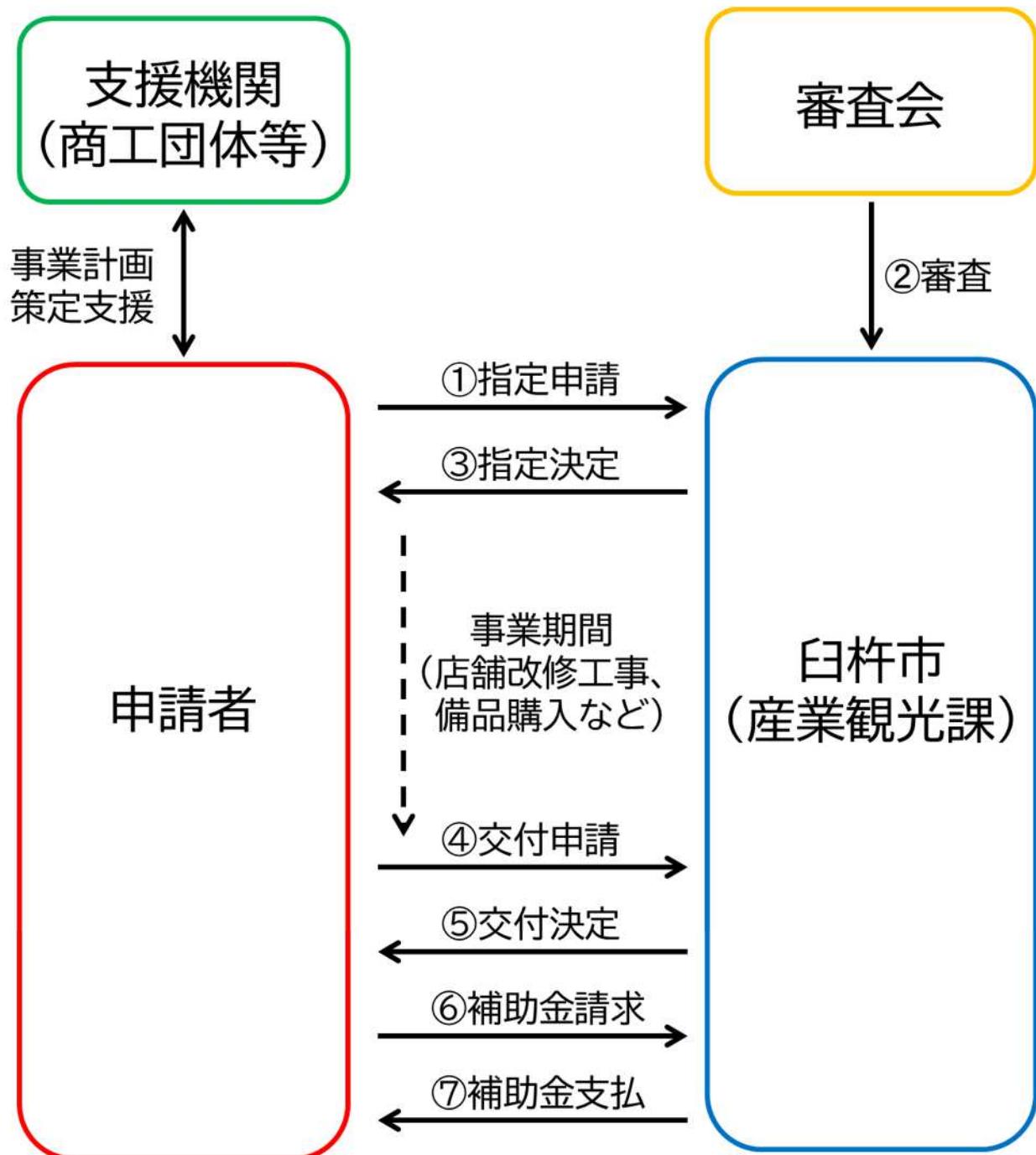
（3）販売の促進に係る経費

- ① 広告宣伝費。
- ② パンフレット製作費。
- ③ ホームページ製作費。

※補助対象経費となる設備等については、原則として市内業者に発注すること。

※国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、補助対象経費の合計額から、それらの補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

## 5. 事業スキーム



## 6. 指定申請の概要

【提出書類】 ※申請様式は、臼杵市ホームページからダウンロードしてください。

- ア 指定事業者指定申請書（様式第1号）
- イ 創業支援事業経営計画書（商工団体等の認定支援機関に相談のうえ、策定したもの）
- ウ 補助対象経費の工事請負契約書又は見積書の写し
- エ 事業所の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- オ 住民票謄（抄）本又は登記簿謄本（個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの）
- カ 市税完納証明書
- キ 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）
- ク 税務署に提出した開業届出書の写し（申請者が創業後の個人である場合に限る。）
- ケ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（申請者が創業後1年未満の法人である場合に限る。）
- コ その他市長が必要と認める書類

## 【提出場所】

臼杵市産業観光課 産業振興Gr（臼杵市役所 臼杵庁舎2F）

## 7. 審査等

申請書類提出後、審査会を開催します。審査会では、提出した関係書類をもとに、以下の着眼点に基づき審査を行います。審査の結果（不採択の理由等）に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。

- ① 事業の独創性・新規性
- ② 事業の実現可能性
- ③ 事業の収益性・成長性
- ④ 支援の必要性・地域への波及効果

## 8. 指定決定

審査結果を受けて、指定の決定をした時は、指定事業者指定通知書（様式第3号）により申請者に通知します（創業支援事業の補助対象者として指定するものであり、補助金の額を決定するものではありません）。

決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするとときは、指定事業者事業計画等変更申請書（様式第7号）により市の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更で補助対象経費に影響を及ぼさないものについてはこの限りではありません。

## 9. 交付申請

事業が完了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 補助金交付申請書（様式第4号）
- イ 契約書及び支払を証する書類の写し
- ウ 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明
- エ 事業所の写真
- オ その他市長が必要と認める書類

## **10. 交付決定**

交付申請の内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知します。

## **11. 補助金の支払**

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第6号）により請求してください。請求書提出後、1ヶ月程度で支払いとなります。

## **12. その他**

以下のいずれかに該当すると認められるときは、指定及び交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらう場合があります。

- (1) 指定事業者が創業しないとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 創業後1年以内に事業を辞めたとき又は主たる事業所を市外に移転したとき。